

医療の現場に、未来に、安全を

HOGY®

第64期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年 **6月20日**（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

当社本店地下1階会議室

東京都港区赤坂二丁目7番7号

目次

☐ 株主総会招集ご通知	1
☐ 株主総会参考書類	5
<会社提案>	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件	
<株主提案>	
第2号議案 取締役3名選任の件	
当社取締役会は株主提案に反対いたします。	
☐ 事業報告	15
☐ 連結計算書類	38
☐ 計算書類	41
☐ 監査報告	44

株式
会社 **ホギメディカル**

証券コード：3593

株 主 各 位

証券コード：3593
(発送日) 2025年5月29日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月27日
東京都港区赤坂二丁目7番7号
株式 会社 ホギメディカル
代表取締役社長 川久保 秀樹

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.hogy.co.jp/ir/notice.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ホギメディカル」又は「コード」に当社証券コード「3593」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、以下のいずれかの方法により、2025年6月19日（木曜日）午後5時15分までに事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権の行使〕

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権の行使〕

後記の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、画面の表示に従って上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都港区赤坂二丁目7番7号 当社本店地下1階会議室 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第64期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第64期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 <会社提案> 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 <株主提案> 第2号議案 取締役3名選任の件 当社取締役会は株主提案に反対いたします。
4 議決権の行使等についてのご案内	後記の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、お送りする書面には記載しておりません。また、これらの事項は、監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 議決権行使書面において、各議案に対する賛否のご表示がない場合は、会社提案は賛成、株主提案は反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

①株主総会への出席による 議決権行使 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 株主総会開催日時 2025年6月20日(金) 午前10時(受付開始：午前9時)	②書面による 議決権行使 同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。 行使期限 2025年6月19日(木) 午後5時15分到着分まで	③インターネットによる 議決権行使 次ページの案内に従って、賛否をご入力ください。 行使期限 2025年6月19日(木) 午後5時15分まで
---	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書

株式会社 **ホーギョディカル** 御中

株主総会日
2025年6月20日

私は上記開催の定時株主総会(継続会または延会を含む)の各議案につき、下記(賛否を○印で表示)の通り議決権を行使いたします。

2025年 月 日

議決権の数
_____ 個

第1号議案

会社提案
賛 ☐ 相し
否 ☐ を除く

当社取締役会は株主提案に反対しております。
当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

第2号議案

株主提案
賛 ☐ 相し
否 ☐ を除く

<会社提案> 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印

<株主提案> 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

当社取締役会は株主提案に反対いたします。

各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案は賛成、株主提案は反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

■ 議決権行使書用紙の記載例

記載例は、第1号議案の会社提案に賛成・第2号議案の株主提案に反対の場合のものです。

会社提案	第1号議案	賛 ☒ 相し
	第2号議案	否 ☒ 相し

第1号議案は取締役会からご提案させていただく議案です。

株主提案	第2号議案	賛 ☐ 相し
	第1号議案	否 ☒ 相し

第2号議案は株主様1人からのご提案です。

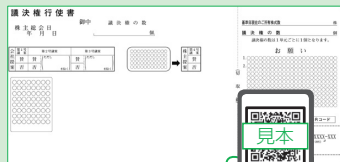
**当社取締役会は、第2号議案(株主提案)に反対いたします。
ご賛同いただける場合、株主提案には「否」の欄に○印をご表示ください。**

- ・ 書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・ インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

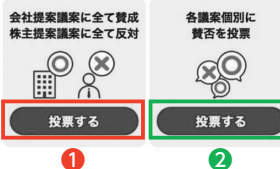
3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

賛否の入力方法

スマートフォンサイトの場合

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承諾いたします。以下よりお手続きに進みください。



PCサイトの場合

- 会社提案の全ての議案を賛成、株主提案の全ての議案を反対とされる場合 ①
- 会社提案、および株主提案の議案について個別に賛否を入力される場合 ②

議案の内容をご覧になる場合は、[こちら](#) をクリックしてください。
議案の内容(英文)をご覧になる場合は、[こちら](#) をクリックしてください。



当社取締役会は、第2号議案（株主提案）に反対いたします。

- ✓ 会社提案の議案に賛成、株主提案の議案に反対とされる場合は①を押下ください。
- ✓ 各議案について個別に賛否を入力される場合は②を押下ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

- ・各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案は賛成、株主提案は反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ・機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

<会社提案>

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう、取締役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の内容につきましては、過半数を社外取締役で構成する任意の指名委員会で審議の上、取締役会の決議により決定しております。

また、本議案の内容につきましては、監査等委員会から特段指摘すべき点はないとの意見を得ております。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位及び担当	属 性
1	かわくぼ ひで き 川久保 秀 樹	代表取締役社長	再任
2	ふじ た たい すけ 藤 田 泰 介	取締役経営管理本部長	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

再任

かわくぼ ひでき
川久保 秀樹

(1971年2月6日生)
男性

所有する当社の株式数……………9,498株
取締役会出席状況……………17/17回（100%）



【略歴、当社における地位及び担当】

1996年4月 山之内製薬株式会社（現アステラス製薬株式会社）入社
2007年10月 同社 広報部ⅠRグループ課長
2012年10月 同社 経営企画部課長
2015年2月 株式会社ユー・エス・ジェイ 入社 人事総務本部 総務部次長
2016年4月 デクセリアルズ株式会社 入社 総合企画部門ⅠR部 担当部長
2018年4月 当社 入社 経営企画部部長
2018年7月 当社 執行役員経営企画部部長

2018年8月 ホギメディカルアジアパシフィックPTE.LTD. 取締役
2019年5月 当社 執行役員経営企画部部長兼営業管理部部長
2020年6月 当社 執行役員管理本部長兼経営企画部部長兼営業管理部部長兼管理部部長
2021年6月 当社 取締役管理本部長兼経営企画部部長兼管理部部長兼営業管理部部長
2021年9月 当社 取締役管理本部長兼経営企画部部長兼管理部部長
2024年4月 当社 代表取締役社長
2025年4月 当社 代表取締役社長兼コマーシャル本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

川久保秀樹氏は、当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための豊富な経営企画及び管理業務経験・実績・見識を有しており、かつ当社グループの事業に精通しております。今後当社グループの経営を適切に遂行する能力を発揮いただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

再任

ふじ た たい すけ
藤田 泰 介

(1970年7月11日生)
男性

所有する当社の株式数……………3,772株
取締役会出席状況……………17/17回（100%）



【略歴、当社における地位及び担当】

1991年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入所
2000年11月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社
2002年6月 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現 スパークス・アセット・マネジメント株式会社） 入社
バリュウクリエーションインベスメントグループマネージャー
2006年3月 Taiyo Pacific Partners LP 入社 ポートフォリオマネジ
メントグループディレクター
2012年2月 Unleash Capital Pte. Ltd. CEO

2012年12月 Orbis Investments Management Ltd. 入社 日本
進出プロジェクト統括リーダー
2014年9月 Asian Energy Investments, Pte. Ltd. COO
2016年5月 アムンディ・ジャパン株式会社 入社 株式運用部長
2020年6月 オフィスフジタ 代表
2020年7月 鴻池運輸株式会社 社外取締役（現任）
2022年6月 当社 社外取締役
2023年2月 合同会社フジタや彬彬 代表社員（現任）
2024年6月 当社 取締役
2024年8月 当社 取締役経営管理本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

合同会社フジタや彬彬 代表社員
鴻池運輸株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

藤田泰介氏は、当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための豊富な国内外の資本市場及び経営に関する知識・経験を有しており、かつ当社グループの事業に精通しております。今後当社グループの経営を適切に遂行する能力を発揮いただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 藤田泰介氏は鴻池運輸株式会社の社外取締役であり、当社は同社との間に運輸に関する取引があります。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する株式の数は、ホギメディカル役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<株主提案>

第2号議案

取締役3名選任の件

第2号議案は1名の株主（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）様からのご提案によるものであります。議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

当社取締役会は、後記のとおり本株主提案に反対いたします。

第1 提案する議題

1 取締役3名選任の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 取締役3名選任の件

(1) 議案の要領

以下の3名を取締役として選任する。

1. James B. Rosenwald III
2. Gifford Combs
3. Paul ffolkes Davis

(2) 提案の理由

当社は2024年7月に中期経営計画を発表しましたが、その中で掲げられた目標は2027年3月期においてもROE6%以上と、株主資本コストを有意に上回る水準ではありません。当社は主力である手術用キット製品事業において強固な経営基盤を有しているものの、ひっ迫する医療保険財政や過去の過大な設備投資に伴う稼働率低迷により、過去の経営の延長線上では上場企業としての責務を果たすことが困難です。弊社は当社が非公開化を伴うあらゆる経営方針の選択肢のレビューを行うべきであり、そのために社外取締役による経営監督を一層強化することが望ましいと考えます。弊社が提案する取締役候補者は投資、経営、資本市場ガバナンスの観点からいずれも長年の経験を有しており、当社による経営方針の検討に貢献することができると考えます。

(3) 候補者の番号、氏名、略歴等

1. James B. Rosenwald III (じえーむず びー ろーぜんわんど) 1958年1月19日生	
■略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1981年	Oliver R. Grace & Familyシニア投資アドバイザー、ポートフォリオマネージャー
1984年	Rosenwald Capital Management, Inc.創業、会長兼CEO (現任)
1996年	Beach Front Properties LLC共同創業、Managing Partner (現任)
1999年	Dalton Investments共同創業、Chief Investment Officer (現任)
2012年	New York University, Leonard N. Stern School of Business非常勤教授 (現任)
2019年	Rising Sun Management Ltd.、Chief Investment Officer (現任)
	<重要な兼職の状況> Dalton Investments, Inc.、Chief Investment Officer Rising Sun Management Ltd.、Chief Investment Officer
■所有する当社の株式の数：0株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 上記提案理由の通りです。	
■特別利害関係の有無 該当ありません。	

2. Gifford Combs (ぎふおーど こーむず) 1959年1月17日生	
■略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1993年	Pacific Financial Research, Inc.ポートフォリオ・マネージャー
1994年	Pacific and General Investmentsポートフォリオの管理 (現任)
1999年	Dalton Investments LLC共同創業者、ポートフォリオ・マネージャー
2019年	Dalton Investments, Inc.取締役、ポートフォリオ・マネージャー (現任)
2019年	Rising Sun Management Ltd.取締役 (現任)
	<重要な兼職の状況> Dalton Investments, Inc.取締役、ポートフォリオ・マネージャー Rising Sun Management Ltd.取締役
■所有する当社の株式の数：0株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 上記提案理由の通りです。	
■特別利害関係の有無 該当ありません。	

3. Paul ffolkes Davis (ぼーる ふぉーくす でいびず) 1954年12月1日生	
■略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1978年	Chemical Bank International、Eurobond Sales
1979年	Lombardfin Securities、Head of Fixed Income and Portfolio Manager
1981年	Citicorp International Bank Limited、Head of Eurobond Sales
1983年	NM Rothschild & Sons Limited、Director, Head of International Capital Markets (ICM)
1995年	NatWest Markets Ltd、Managing Director, Head of Global Equity Capital Markets (ECM)
1998年	Rabobank International、Managing Director, Global Head of ECM
2000年	Euro IB Ltd、Partner
2004年	Trinity Hall, University of Cambridge、Senior Bursar
2012年	Cambridge & Counties Bank, Leicester、Founder and Chairman
2020年	Rising Sun Management Ltd. Chairman and Partner (現任)
	<重要な兼職の状況> Rising Sun Management Ltd. Chairman and Partner
■所有する当社の株式の数：0株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 上記提案理由の通りです。	
■特別利害関係の有無 該当ありません。	

(注)

- (1) James B. Rosenwald III氏、Gifford Combs氏及びPaul ffolkes Davis氏は、社外取締役候補です。
- (2) James B. Rosenwald III氏、Gifford Combs氏及びPaul ffolkes Davis氏が社外取締役に選任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

本株主提案に対する当社取締役会の意見

<当社取締役会の意見>

当社取締役会は、次の理由により、**本株主提案に反対いたします。**

<反対の理由>

当社は、2024年7月に公表した中期経営計画において、日本・ASEANにおける医療進歩の一翼を担うオンリーワン企業として、顧客視点に立脚し、価値を生み出し続けるソリューションプロバイダーとなることを掲げております。

2027年3月期までの3年間は、強固な経営基盤を構築するための構造改革の実行期間と位置付けており、過去の経営方針にとらわれることなく、当社の持続的成長と企業価値向上に資する経営の在り方について鋭意検討を進めるとともに、営業組織や人事制度などの抜本的な改革、コーポレートガバナンス体制や投資規律などの強化を実行し、創業家のリーダーシップに依存していた経営から脱却し、企業理念を中心とした組織風土への転換を着実に推進しております。

当社取締役会の構成はかかる中期経営計画を着実に推進する観点から最善の体制とすることが適切であると考えております。この点、当社は、取締役候補者の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として、委員長が独立社外取締役であり構成員の過半数が独立社外取締役で構成される指名委員会を設置し、当社取締役会として提案する取締役候補者について指名委員会への諮問を行うこととしております。本定時株主総会に上程する会社提案に係る取締役候補者につきましても、当社取締役会は、指名委員会に諮問し、その答申内容を踏まえた上で決定しております。当社取締役会として提案する取締役候補者2名はいずれも現任の取締役であり、昨年の定時株主総会において選任された監査等委員である取締役3名も含めた当社取締役会が提案する取締役構成は、資質・経験・専門性等の観点から最適であると考えております。

また、当社取締役会は、提案株主から推薦された3名の取締役候補者について、当社取締役会の在り方や候補者の資質・経験・専門性・独立性等の観点から検討・審議いたしました。その結果、当社取締役会は、当社取締役会の提案する取締役候補者2名及び現任の監査等委員である取締役3名による取締役構成が最適であり、これらの取締役に加えて、本株主提案の候補者であるJames B. Rosenwald III氏、Gifford Combs氏及びPaul ffolkes Davis氏を取締役とすることは適切でないと判断いたしました。その理由は以下のとおりです。

- ① 当社は、当社の取締役構成全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性について総合的に考慮した上で取締役候補者を決定しております。当社取締役会の提案する取締役構成においては、特に当社の構造改革の実行期間における最重要事項として掲げた財務・資本効率の向上及び事業戦略の見直しと実行、並びにコーポレートガバナンス体制の強化を図るため、経営、財務・会計、資本市場、医療業界及びコーポレートガバナンス

等に関する見識と経験を有する人材を候補者としており、本株主提案の候補者が有する知識・経験は、かかる会社提案の候補者が有している知識・経験と重複している。さらに、本株主提案の候補者が日本の医療業界の特性、当社の事業や製品等について理解を有しているかについては疑問がある。これに対して、当社取締役会の提案する候補者は、医療業界、医療現場に関わる当社の事業や製品及び組織等の特性を熟知し、当社が抱える経営課題を適切に把握し、構造改革及びその実行計画の推進に資する見識、経験、意思及び牽引力を有している。それを現社外取締役がそれぞれの専門的見識と豊富な経験に基づき適切に監督・助言し、広範な課題に対して相互に補完し合いながら活発に解決に向けた議論を行っており、現社外取締役及び当社取締役会が提案する候補者による取締役構成が最適であり、中長期的な企業価値向上を実現できる。

- ② 当社取締役会は従来から独立社外取締役が過半数を占める体制となっており、経営に対する監督機能が十分に発揮され、経営の透明性及客観性が確保される体制となっている。また、当社は独立社外取締役について、専門的な知見と幅広い経験を有するとともに、客観的、中立的な視点から役割・責務を果たすことができる人材を候補者としてを基本としているところ、当社の独立社外取締役はコーポレートガバナンス・コード原則4-7が求める役割・責務を十分に果たしている。昨年の定時株主総会において選任された監査等委員である現任の社外取締役3名は、引き続きその役割・責務を十分に果たすことができることに加え、これまでの社外取締役としての職務の遂行を通じて、当社の事業内容・特性や課題等について一層理解を深めるに至っている。したがって、本株主提案の候補者よりも適切な形で、当社の経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うことが可能であり、本株主提案の候補者を社外取締役に選任せずとも適切な経営監督を図ることができる。
- ③ 本株主提案の候補者であるJames B. Rosenwald III氏、Gifford Combs氏及びPaul folkes Davis氏は、いずれも提案株主と同一の投資グループに属する、当社の主要株主であるダルトン・インベストメンツ・インク又はその関連法人の役職員であり、当社の主要株主の取締役等に該当すること等から当社の定める独立性基準を満たさないものであるとともに、特定の株主の利益代表として、当社の一般株主の皆様との間で利益が相反する局面も想定されることから、これら3名の候補者を社外取締役に選任することは、必ずしも当社の適切な経営監督に資するとは言えない。

以上のとおり、当社取締役会は、当社取締役会の提案する取締役構成が当社の企業価値及び株主価値の向上を実現する観点から最も適切であると判断しております。その判断に加え、経営に対する監督機能が十分に発揮される体制となっている一方で、本株主提案による候補者3名は、当社の社外取締役として独立性や利益相反性の観点から上記に示した問題があり、取締役会の構成として適切でないと云わざるを得ません。したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

<ご参考>

取締役候補者スキルマトリックス

本総会において、第1号議案（会社提案）が原案どおり承認可決された場合の各取締役に特に期待するスキル・専門分野は、以下のとおりであります。

氏 名	主な役職	特に期待するスキル・専門分野				
		会 社 経 営	医 療 業 界	海 外 事 業	ガ バ ナ ン ス	財 務 ・ 会 計
川 久 保 秀 樹	代表取締役社長 C E O（最高経営責任者）	●	●		●	●
藤 田 泰 介	取締役 C F O（最高財務責任者）	●		●		●
高 田 祐 史	社外取締役（監査等委員）				●	
江 上 美 芽	社外取締役（監査等委員）	●	●	●	●	
樋 口 活 介	社外取締役（監査等委員）				●	●

※各取締役に特に期待するスキル・専門分野であり、各取締役の有するすべてのスキル・専門的知見を表すものではありません。

社外役員の独立性基準

1. 当社グループ関連

当社又はその子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行取締役又は使用人（以下、「業務執行者」という。）でないこと

2. 主要株主関連

- (1) 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）ではないこと
- (2) 上記(1)が法人である場合には当該法人又はその親会社若しくは重要な子会社（以下、「法人等」という。）の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事又は支配人その他の使用人（以下、「取締役等」という。）ではないこと
- (3) 当社が現在主要株主である法人等の取締役等ではないこと

3. 主要取引先関連

- (1) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者ではないこと
- (2) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者ではないこと
- (3) 過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を行っている組織の業務執行者ではないこと

4. 人事交流先関連

当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている法人等の取締役、監査役、会計参与又は執行役ではないこと

5. 主要借入先関連

当社グループが借入を行っている金融機関であって、その借入金残高が当社の連結総資産の2%を超える場合の当該金融機関の業務執行者ではないこと

6. アドバイザー関連

- (1) 当社グループから役員報酬以外に、個人の場合、過去3事業年度平均にて年間1,000万円以上、団体の場合、当該団体の連結総売上高の2%以上の金額にあたる金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）ではないこと
- (2) 現在当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士・税理士又は監査法人・税理士法人の社員、パートナー又は従業員ではないこと
- (3) 最近3年間において当社グループの会計監査人又は会計参与であった公認会計士・税理士又は監査法人・税理士法人の社員、パートナー又は従業員であって当社グループの監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）ではないこと

7. 過去の該当者

- (1) 過去10年間において1. に該当する者ではないこと
- (2) 過去5年間において2. (1)又は(2)のいずれかに該当する者ではないこと
- (3) 過去3年間において3. から6. (1)までのいずれかに該当する者ではないこと

8. 近親者

近親者（配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。）が次の①又は②のいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）ではないこと

- ① 3. から6. までの該当する者
- ② 過去3年間において当社グループの業務執行者に該当していた者

9. その他

上記1. から8. に該当せず、それ以外の事情によっても、一般株主と実質的な利益相反が生じるおそれがない者

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、依然として厳しい状況が続きました。医療機関を取り巻く状況につきましては、資材や光熱費の高騰が経営を圧迫したことに加え、2024年4月からは医師の働き方改革が本格化したことから人手不足や人件費増加といった問題が顕在化しています。

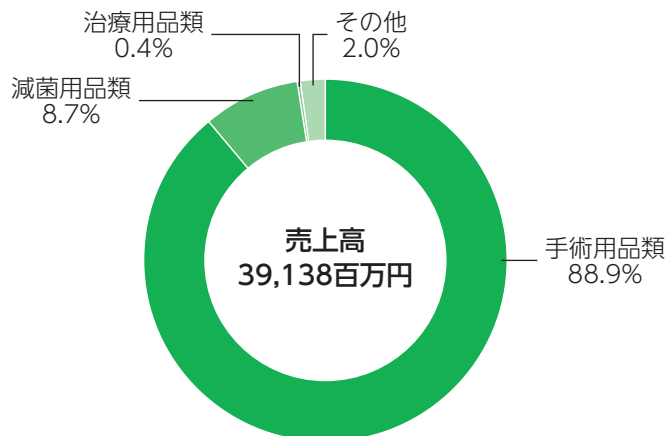
このような状況下、当社グループにおきましては医療安全を守りながら業務効率化など病院経営の改善に資する付加価値の高い製品の提案を積極的に展開いたしました。特に最重要戦略製品である「プレミアムキット」は、術前、術中、術後において発生するお客様の手間を大幅に削減するとともに、手術における医療安全が確保できる高付加価値製品としてお客様に高いご評価をいただいております。発売以降、売上高が伸長しております。当連結会計年度においても当該製品の売上高は大きく拡大いたしました。一方、不織布製品は売上高の減少が続きました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は39,138百万円（前期比0.1%増）となりました。キット製品の売上高は26,018百万円（同2.0%増）、内「プレミアムキット」の売上高は13,326百万円（同17.7%増）となりました。売上原価は、減価償却費の減少、生産性の改善が見られたものの、継続する円安による為替影響、在庫の適正評価や廃棄、原材料等の上昇が影響し、原価率67.8%（前年比1.2ポイント上昇）となりました。販売費及び一般管理費は全体的に経費抑制に努めたことにより減少いたしました。この結果、営業利益は3,810百万円（同8.6%減）となりました。

当連結会計年度においては構造改革の一環で保有遊休資産や非コア事業の見直しを進めており、投資有価証券の評価損、関係会社株式の評価損、及び追加的な貸倒引当金繰入額などを計上しています。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,520百万円（同45.8%減）となりました。

	第63期 (2024年3月期)	第64期 (2025年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	39,100	39,138	37増	0.1%増
経常利益	4,245	3,645	600減	14.1%減
親会社株主に帰属する当期純利益	2,804	1,520	1,283減	45.8%減

当社グループの品目別売上高



	第64期売上高 金額（百万円）	前連結会計 年度比
滅菌用品類	3,410	0.8%減
手術用品類	34,777	0.1%増
治療用品類	172	0.6%減
その他	778	2.2%増
計	39,138	0.1%増

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、5,307百万円となり、主なものはP. T. ホギインドネシアの5期建築工事等にかかる費用です。

(3) 資金調達の状況

当社は2024年7月に10,000百万円の資金調達を金融機関から行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「顧客視点に立脚した価値創造経営の実践」を掲げ、今後もお客様の環境変化を敏感に察知し、お客様に寄り添いながら課題に対してソリューションを提供できるオンリーワンの企業となるべく企業活動を展開していきます。当社が販売する製品は、医療の現場で使用されるものが多いため、安全な製品の安定供給は当社の存在意義でもあり社会的責任でもあります。以上のことを踏まえ、下記の対処すべき課題についてそれぞれの施策に取り組んでおります。

① 持続的な高成長率を維持するため「顧客価値向上」を見据えた事業戦略・事業/製品ポートフォリオ改革

- ・営業力強化
- ・コア事業/製品の競争力強化
- ・海外事業の推進
- ・将来のコア事業/製品の創造

② 資本コストを意識した資本収益性・効率性に向けた改善

- ・資本収益性・効率性の改善
- ・安定的かつ継続的な株主還元
- ・投資規律の強化

③ 企業理念・企業価値向上を求心力とするガバナンス体制への変革

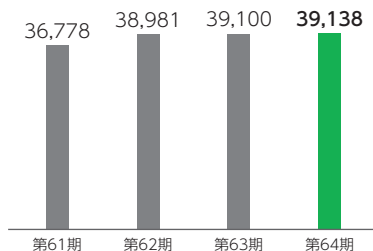
- ・迅速な意思決定と機動的な業務執行に向け、執行と監督を分離
- ・情報管理の徹底、社員教育の充実
- ・リスクマネジメント体制の更なる強化
- ・監査監督機能の強化

当社グループはこれらを継続して遂行することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

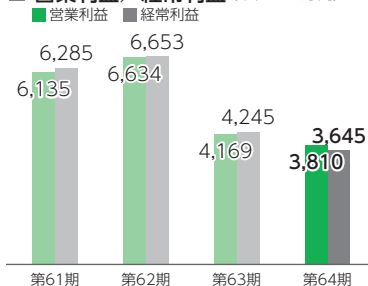
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

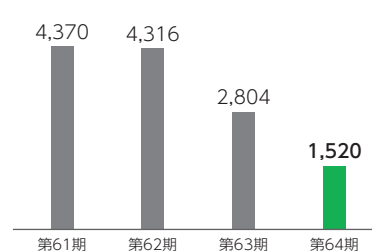
■ 売上高 (単位：百万円)



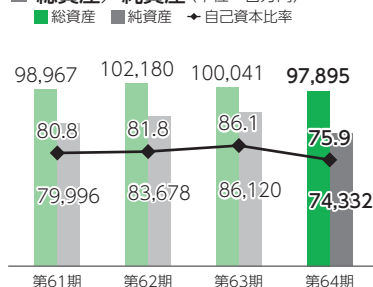
■ 営業利益／経常利益 (単位：百万円)



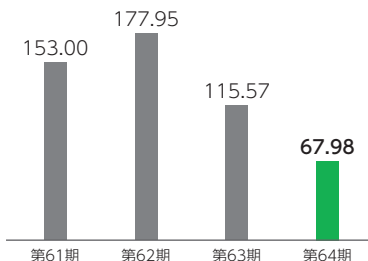
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



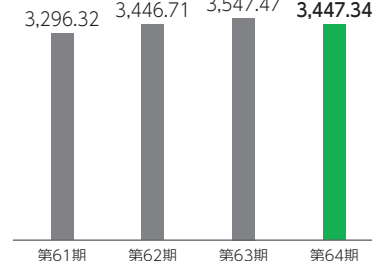
■ 総資産／純資産 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分	2021年度 第61期	2022年度 第62期	2023年度 第63期	2024年度 第64期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	36,778	38,981	39,100	39,138
営 業 利 益 (百万円)	6,135	6,634	4,169	3,810
経 常 利 益 (百万円)	6,285	6,653	4,245	3,645
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	4,370	4,316	2,804	1,520
総 資 産 (百万円)	98,967	102,180	100,041	97,895
純 資 産 (百万円)	79,996	83,678	86,120	74,332
1株当たり当期純利益 (円)	153.00	177.95	115.57	67.98
1株当たり純資産額 (円)	3,296.32	3,446.71	3,547.47	3,447.34
自 己 資 本 比 率 (%)	80.8	81.8	86.1	75.9

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号、2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
P. T. ホギインドネシア	7,001千米ドル	99.9	医療用不織布製品等の製造・販売
P. T. ホギメディカルセールスインドネシア	2,300千米ドル	99.9	医療用不織布製品等の販売
ホギメディカルアジアパシフィックP T E. L T D.	9,000千米ドル	100.0	医療用キット製品等の販売

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループの事業は、医療用消耗品等の製造・販売の単一事業であります。

なお、当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

- ・オペラマスターの販売
- ・医療用キット製品の製造販売
- ・医療用不織布製品の製造販売
- ・メッキンバッグ(滅菌包装袋)の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な支店、営業所、工場及び配送センター

本社	東京都港区赤坂二丁目7番7号	研究開発部	茨城県牛久市
札幌営業所	札幌市中央区		茨城県稲敷郡
盛岡営業所	岩手県盛岡市	美浦工場第一	茨城県稲敷郡
仙台営業所	仙台市宮城野区	美浦工場第二	茨城県稲敷郡
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市	江戸崎配送センター	茨城県稲敷市
大宮営業所	さいたま市大宮区	江戸崎滅菌センター	茨城県稲敷市
千葉営業所	千葉県若葉区	筑波工場	茨城県牛久市
東京支店	東京都文京区	筑波滅菌センター	茨城県牛久市
多摩営業所	東京都国分寺市	筑波配送センター	茨城県牛久市
横浜営業所	横浜市港北区	筑波OPC	茨城県牛久市
新潟営業所	新潟市中央区		
金沢営業所	石川県金沢市		
静岡営業所	静岡市駿河区		
松本営業所	長野県松本市		
名古屋支店	名古屋市名東区		
京都営業所	京都市伏見区		
大阪支店	大阪市西区		
神戸営業所	神戸市兵庫区		
岡山営業所	岡山市北区		
広島営業所	広島市安佐南区		
松山営業所	愛媛県松山市		
福岡営業所	福岡市博多区		
熊本営業所	熊本県上益城郡		
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市		

※2025年4月1日をもって札幌営業所は札幌支店に、盛岡営業所及び仙台営業所は東北支店に、宇都宮営業所、大宮営業所及び新潟営業所は北関東支店に、千葉営業所は南関東支店に、多摩営業所は東京支店に、横浜営業所は横浜支店に、金沢営業所は北陸支店に、静岡営業所及び松本営業所は静岡支店に、京都営業所は京都支店に、大阪支店及び神戸営業所は関西支店に、岡山営業所及び広島営業所は中国支店に、松山営業所は四国支店に、福岡営業所は福岡支店に、熊本営業所及び鹿児島営業所は南九州支店に、それぞれ組織変更いたしました。

② 主要な子会社の事業所

P. T. ホギインドネシア	インドネシアブカシ県
P. T. ホギメディカルセールスインドネシア	インドネシアジャカルタ市
ホギメディカルアジアパシフィック P T E. L T D.	シンガポール

(9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,409 (462) 名	1名増 (88名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、連結子会社における有期契約社員数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 当社グループは、医療用消耗品等の製造・販売の単一事業であるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
748名	21名増	44.4歳	17.9 年

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	13,669

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 130,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,535,463株 |
| (3) 株主数 | 6,898名 |
| (4) 大株主の状況（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,487	16.17
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,883	8.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,572	7.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012	1,282	5.94
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,005	4.66
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	974	4.51
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	751	3.48
株式会社メディパルホールディングス	584	2.7
NAVF SELECT LLC	580	2.69
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	571	2.64

（注）1. 当社は、自己株式を975,631株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式（975,631株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2024年8月8日付で自己株式7,868株を交付いたしました。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の消却

当社は、2024年7月17日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議し、自己株式の消却を実施いたしました。

・消却した株式の種類	当社普通株式
・消却した株式の総数	2,721,500株(消却前の発行済株式総数に対する割合 10.8%)
・消却後の発行済株式総数	22,535,463株
・消却日	2024年7月26日

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権及び当社取締役が保有する新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 久 保 秀 樹	最高経営責任者
取締役	藤 田 泰 介	最高財務責任者兼経営管理本部長 鴻池運輸株式会社 社外取締役
取締役	上 杉 潔	メディバンクス株式会社 取締役副社長
取締役	木 野 瀬 祐 太	株式会社コンチネンタル・インベストメント・グループ 代表取締役社長
取締役（監査等委員）	高 田 祐 史	島田法律事務所パートナー 株式会社フリークアウト・ホールディングス 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	江 上 美 芽	米国ユタ大学 薬学部分子薬学科 併任教授 一般社団法人細胞シート再生医療推進機構 業務執行理事 株式会社オービック 社外取締役
取締役（監査等委員）	樋 口 活 介	樋口活介公認会計士事務所 代表 株式会社数字はミカタ 代表取締役

- (注) 1. 取締役上杉潔氏及び木野瀬祐太氏並びに取締役（監査等委員）高田祐史氏、江上美芽氏及び樋口活介氏は、社外取締役であります。また、社外取締役は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
2. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、東京証券取引所に対して独立役員届出書を提出しております。
3. 取締役（監査等委員）高田祐史氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）樋口活介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び管理職等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としないこととしております。
6. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度にかかる報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (固定報酬)	賞与 (業績連動報酬)	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	203 (25)	129 (25)	35 (－)	38 (－)	7 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18 (18)	18 (18)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	7 (3)	7 (3)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	228 (46)	154 (46)	35 (－)	38 (－)	12 (9)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には、当事業年度分の未払役員賞与35百万円（取締役2名に対し35百万円）が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、2024年6月20日開催の第63期定時株主総会において以下のとおり決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名（うち、社外取締役は2名）です。
- ・基本報酬 年額 前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の4%以内（ただし当該額が1億10百万円を下回る場合は、1億10百万円以内）（うち社外取締役分は50百万円以内）
 - ・賞与 年額 前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2.5%以内
 - ・譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等） 年額 前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の1.5%以内
上限株式数 30,000株
- (注) 社外取締役の報酬は、基本報酬（固定の月額報酬）のみで構成いたします。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月20日開催の第63期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

4. 賞与（業績連動報酬）にかかる業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、親会社株主に帰属する当期純利益を採用しており、その実績は1,520百万円であります。賞与の算定にあたっては、親会社株主に帰属する当期純利益に一定比率を乗じた額を上限とし、当社の業績等を勘案して決定しております。
5. 当社は、取締役会の委任決議に基づき、当社の業務執行を統括し、各取締役の担当事業における実績を把握している代表取締役社長川久保秀樹が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与（業績連動報酬）の決定です。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の答申を経る等の措置を講じており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

7. 上記には、2024年6月20日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含めております。なお、当社は、2024年6月20日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
8. 監査等委員会設置会社移行前の取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役の報酬限度額は、2023年6月20日開催の第62期定時株主総会において以下のとおり決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）です。
- ・基本報酬 年額 前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の4.5%以内（ただし当該額が1億200万円を下回る場合は、1億200万円以内）（うち社外取締役分は500万円以内）
 - ・賞与 年額 前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内
 - ・譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等） 年額 前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の1.5%以内
- 上限株式数 30,000株
- （注）社外取締役の報酬は、基本報酬（固定の月額報酬）のみで構成いたします。
- 監査役の報酬限度額は、1991年6月26日開催の第30期定時株主総会において年額500万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
9. 監査役の報酬等の額には、2024年6月20日開催の第63期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役3名の在任中の報酬等の額であります。このうち、1名につきましては、同株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は、取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月20日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、予め株主総会で決議された報酬限度額を上限に、各人の役位、職責及び当社の業績等を勘案した基本報酬（月額報酬）及び当社の業績等を勘案した賞与並びに非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成する。ただし、社外取締役の報酬は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮して、固定としての基本報酬のみで構成する。

・基本報酬

基本報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益に一定比率を乗じた額を上限とし、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の答申を踏まえ、役位、職責及び当社の業績等を勘案して取締役会から委任を受けた代表取締役社長が具体額を決定の上、毎月同額を支給する。

・賞与

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益に一定比率を乗じた額を上限とし、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の答申を踏まえ、当社の業績等を勘案して取締役会から委任を受けた代表取締役社長が具体額を決定の上、毎年一定の時期に支給する。

・譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）

譲渡制限付株式報酬は、中長期にわたる業績向上に対する意識を高めるため、毎年一定の時期に、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の答申を踏まえ、当社の業績等を勘案して、予め株主総会で決議された範囲内で、割当株式数及びその現物出資財産としての金銭債権の額を取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定し（金銭債権の総額は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益に一定比率を乗じた額を上限とする。）、毎年一定の時期に支給する。譲渡制限については、原則として、対象取締役が、取締役会が予め定める期間中継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、当該地位を退任又は退職した直後に解除する。

3. 報酬等の種類毎の割合の決定方針

基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合は、基本報酬をベースとしつつ、業績への貢献及び中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会において審議をした上、取締役会が、報酬委員会の答申を尊重し、適切な支給割合を決定する。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の答申を得て、取締役会決議に基づき、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、各取締役の基本報酬の額及び賞与の額並びに非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬に係る個人別の割当て株式数とその現物出資財産としての金銭債権の額を決定する。代表取締役社長は、報酬委員会の答申を最大限尊重する。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役上杉潔氏は、メディバンクス株式会社の取締役副社長であり、メディバンクス株式会社と当社との間には、営業支援に関する取引がありますが、直近事業年度における同社及び当社の売上高それぞれに対する平均取引額の割合は1%未満であるため、その概要の記載を省略しております。
- ・取締役（監査等委員）江上美芽氏は、株式会社オービックの社外取締役であり、株式会社オービックと当社との間には、システムの利用に関する取引がありますが、直近事業年度における同社及び当社の売上高それぞれに対する平均取引額の割合は1%未満であるため、その概要の記載を省略しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上杉 潔	取締役会 17回開催 17回出席 医療業界に関する豊富な知識・ビジネス経験を活かし、取締役会による意思決定の妥当性・適正性の確保及び当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上への貢献を期待していたところ、取締役会においてこれらの視点から適宜必要な発言を行っております。
取締役 木野瀬 祐太	取締役会 12回開催 11回出席 投資に関する豊富な知識・ビジネス経験を活かし、取締役会による意思決定の妥当性・適正性の確保及び当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上への貢献を期待していたところ、取締役会においてこれらの視点から適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 高田 祐史	監査役会 7回開催 7回出席 監査等委員会11回開催 11回出席 取締役会 17回開催 16回出席 監査役会及び監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 江上 美芽	監査等委員会11回開催 11回出席 取締役会 12回開催 12回出席 監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 樋口 活介	監査等委員会11回開催 11回出席 取締役会 12回開催 12回出席 監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

（注）取締役木野瀬祐太氏、取締役（監査等委員）江上美芽氏及び樋口活介氏は、2024年6月20日開催の第63期定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、各氏の就任後の取締役会の開催回数は12回であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36

- (注) 1. 当社は、EY新日本有限責任監査法人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性担保の観点に照らし、妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が2百万円あります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に当社及びその子会社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額

36百万円

(注) 上記以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が2百万円あります。

(5) 当社の会計監査人以外の者による子会社の監査の状況

当社の重要な子会社である P. T. ホギインドネシア、P. T. ホギメディカルセールスインドネシア及びホギメディカルアジアパシフィック P T E. L T D.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、専門性、職務遂行の状況及び体制並びに監査の品質管理状況等を総合的に評価し、不再任が相当であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の業務の決定が適正に行われ、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成るグループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会は、当社グループに適用される法令等を識別し、その内容を担当部署に周知徹底する他、取締役会規則その他の規程を設け、運用する。
- ② ①の体制を運用するため、取締役会は、「内部統制等委員会」（当社グループの内部統制、コンプライアンス及びリスクマネジメントに係る体制を構築し、当該体制の調査及び改善等を実施する組織。以下同じ。）を設ける。「内部統制等委員会」の委員長は代表取締役社長が務める。
- ③ 監査等委員会は、①及び②の体制の整備、運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。また、監査等委員である取締役は、原則として、すべての取締役会に出席し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確認する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、次の情報（電磁的記録を含む。以下同じ。）を取締役の職務の執行に係る情報として認識しており、社内規程において、その保存期間及び管理方法等について規定する。
 - イ. 株主総会議事録及びその関連情報
 - ロ. 取締役会議事録及びその関連情報
 - ハ. 経営会議議事録及びその関連情報
 - ニ. 稟議書又はそれに類する決裁書類及びその関連情報
 - ホ. 契約書及びその関連情報
 - ヘ. 取締役が主催する又は出席する会議の議事録及びその関連情報
 - ト. その他取締役の職務の執行に係る情報

- ② 取締役は、その担当に従い、①に記載する情報の作成、保存及び管理に対する責任を負う。また必要な関係者が当該情報を閲覧できる体制を整備する。
- ③ 「内部統制等委員会」は、②における取締役を補佐し、また①に記載する情報の保存及び管理に関する体制について、適宜、調査及び改善を行う。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクを認識及び評価し、その対処を行うとともに、平時における予防体制を整備する。
- ② 「内部統制等委員会」は、①における取締役及び取締役会を補佐し、担当部門におけるリスクマネジメント体制を構築し、必要に応じ、規程等を制定し、周知徹底を行う。
- ③ 「内部統制等委員会」は、適宜、各部門からリスクを抽出し、取締役会に報告するとともに、当該リスクを低減するための措置を講じる。
- ④ 「内部統制等委員会」は、取締役会と協力し、具体的なリスク発生時の対応を行うとともに、再発防止策を講じる。
- ⑤ 内部監査室は、「内部統制等委員会」に対し、必要に応じて、協力又は助言等を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会において当社の取締役及び子会社の取締役等の職務権限と担当業務を明確にする。
- ② 当社は、当社グループにおけるIT技術の適切な利用を通じて業務の効率化を確保する。
- ③ 当社は、迅速な経営判断を行うため取締役会を少人数で構成し、執行役員制度を導入する。また、監査等委員会を設置して業務執行機能を分離することで、経営環境の変化に対応できる体制を構築する。
- ④ 取締役会は、適宜取締役及び各部門の執行役員から報告を受け、議論を行い、具体的な対策を講じる。
- ⑤ 監査等委員である取締役は、原則としてすべての取締役会に出席し、その運営の効率性等について監査を行う。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人（以下、「使用人等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制等委員会」がその教育を行うとともに、その遵守状況を調査する。
- ② 「内部統制等委員会」は、適宜①の調査状況を、取締役会に報告し、取締役会は必要に応じ、適切な対策を講じる。
- ③ 内部監査室は、「内部統制等委員会」に対し、必要に応じて、協力又は助言等を行う。
- ④ 当社内における法令及び定款違反行為又はその疑いのある行為等について、使用人等が直接通報を行うことができる手段の一つとして、取締役会、監査等委員会及び内部監査室等へのホットラインを設置し、運営する。この場合において、「公益通報者保護制度」に関する規程を設け、通報者の保護を行う。通報先たる取締役会、監査等委員会及び内部監査室等は、必要に応じ、当該行為等に対し、調査、是正措置又は関係行政機関に対し報告等を行う。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 取締役会は、規程その他の方法により、子会社における業務及び子会社の取締役等の職務の執行の適正を確保するための基本方針及び運営方針を策定する。
- ② 当社グループの取引は、法令、会計原則及び税法その他の社会規範に照らし適切に行う。
- ③ 取締役会は、子会社における業務及び子会社の取締役等の職務の執行の適正を確保するための体制を当社グループに構築し、適宜子会社から報告を受け、必要に応じ、子会社に対する指導を行う。
- ④ 「内部統制等委員会」は、①における取締役会を補佐し、業務及び職務の執行の適正を確保するための体制の実施状況及び遵守状況を調査し、取締役会に報告するとともに、当該状況を改善するよう指導を行う。
- ⑤ 監査等委員会及び監査等委員である取締役は、子会社を含めた当社グループの連結経営に対応した監査を実効的かつ適正に行うことができるよう子会社及び会計監査人との緊密な連携体制を構築する。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の監査が適切に機能するよう、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するため、当該使用人は当該補助業務につき、監査等委員である取締役の指揮命令系統に服するものとする。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動及び賃金並びに懲戒等の決定は、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会が決定するものとする。

8. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、及び当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社の取締役及び使用人又は子会社の使用人等若しくは子会社の使用人等から報告を受けた者は、その職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、監査等委員会に報告する。
- ② 監査等委員会は、必要に応じ、いつでも、当社の取締役又は使用人又は子会社の使用人等に報告を求めることができる。

9. 8の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「公益通報者保護制度」に関する規程を設け、通報者の保護を行う。

10. 当社の監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役が当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当社が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、これらの請求に応ずる。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役の過半数は、独立した社外取締役とし、対外的な透明性及び公正性を担保する。また監査等委員会規則において、各監査等委員である取締役の独立性を規定する。
- ② 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役会、内部監査室及び会計監査人は監査等委員会と定期的に会合を行う。
- ③ 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、自らの判断で、公認会計士又は弁護士その他のアドバイザーを活用することができる。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社グループは、社会の秩序・安全を脅かす反社会的勢力と一切の関係をもたず、これらと関係のある企業、団体又は個人とはいかなる取引も行わない。この考え方について、代表取締役をはじめとする経営トップ以下、当社のすべての役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、関係行政機関及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携を取り、反社会的勢力に対しては、当社グループ全体として毅然とした姿勢をもって対応する。

13. 当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、上記のとおり業務の適正を確保するための体制を構築しており、具体的には以下の運用を行っております。

- ① 財務報告の信頼性を高めるとともに、常に適正な評価を維持するべく、当社グループにおける販売、仕入及び原価管理等重要性の高い業務プロセスについて、整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。
- ② 当社の子会社における業績及びその他の重要事項について、当社取締役会に適切に報告される体制を強化しております。
- ③ これらの活動内容はすべて取締役会に報告され、取締役会は適宜指示及び監督等を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

買収への対抗措置については、当社としては重要な事項として認識しており、株主の皆様の共同の利益を損なうことのないよう、適切な企業集団の形成を実現するべく、また不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するべく、継続的に検討をしておりますが、現時点で具体的な買収への対抗措置の導入はしていません。

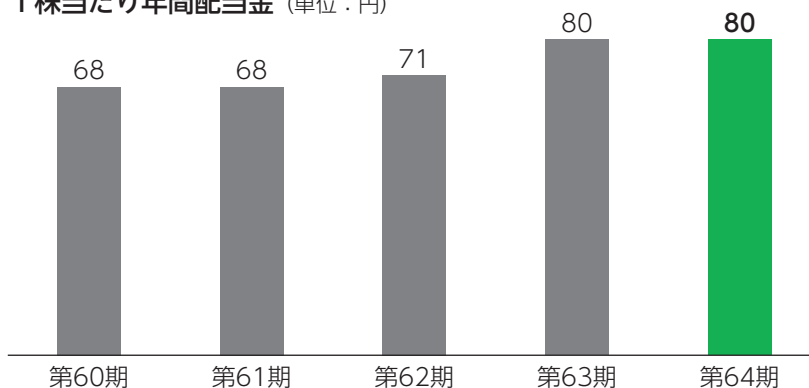
(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元の充実は、株主価値の向上につながる重要な経営施策の一つと考えており、連結業績等を総合的に勘案し、その内容を決定しております。剰余金の配当については、安定配当を基本としつつ、一定期間を超えて運転資金と今後の投資に必要な資金を上回る現預金がある場合は、株主還元施策を実行する方針です。

当期におきましては、各四半期とも20円、年間では80円の配当となる予定です。また、2026年3月期は15円増配の年間95円の配当を予定しております。

(ご参考) 配当の推移

1株当たり年間配当金 (単位：円)



連結計算書類

連結貸借対照表

科目	第64期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	44,200
現金及び預金	22,005
受取手形	1,596
電子記録債権	4,322
売掛金	5,527
商品及び製品	4,734
仕掛品	453
原材料及び貯蔵品	4,757
その他	803
貸倒引当金	△0
固定資産	53,694
有形固定資産	45,763
建物及び構築物	21,550
機械装置及び運搬具	11,736
土地	9,793
建設仮勘定	2,226
その他	456
無形固定資産	377
ソフトウェア	243
ソフトウェア仮勘定	21
電話加入権	13
その他	97
投資その他の資産	7,554
投資有価証券	5,982
差入保証金	492
繰延税金資産	301
その他	971
貸倒引当金	△194
資産合計	97,895

科目	第64期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	10,381
支払手形及び買掛金	4,765
1年内返済予定の長期借入金	1,999
未払法人税等	1,041
賞与引当金	458
役員賞与引当金	70
賃借契約損失引当金	48
設備関係支払手形	120
未払金	465
その他	1,413
固定負債	13,180
長期借入金	11,670
繰延税金負債	299
退職給付に係る負債	553
賃借契約損失引当金	120
その他	537
負債合計	23,562
純資産の部	
株主資本	68,060
資本金	7,123
資本剰余金	8,294
利益剰余金	56,552
自己株式	△3,909
その他の包括利益累計額	6,263
その他有価証券評価差額金	2,154
繰延ヘッジ損益	112
為替換算調整勘定	4,098
退職給付に係る調整累計額	△102
非支配株主持分	8
純資産合計	74,332
負債純資産合計	97,895

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第64期	
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	
売上高		39,138
売上原価		26,517
売上総利益		12,621
販売費及び一般管理費		8,810
営業利益		3,810
営業外収益		457
受取利息	214	
受取配当金	71	
為替差益	33	
受取保険金	0	
受取賃貸料	77	
その他	59	
営業外費用		622
支払利息	70	
貸倒引当金繰入額	183	
投資事業組合運用損	65	
自己株式取得費用	46	
賃貸収入原価	88	
賃借契約損失引当金繰入額	168	
その他	0	
経常利益		3,645
特別利益		1,109
投資有価証券売却益	1,109	
特別損失		1,820
固定資産売却損	1	
固定資産廃棄損	4	
減損損失	529	
投資有価証券評価損	1,090	
関係会社株式評価損	188	
ゴルフ会員権売却損	5	
税金等調整前当期純利益		2,934
法人税、住民税及び事業税	1,622	
法人税等調整額	△209	
当期純利益		1,520
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,520

連結株主資本等変動計算書

第64期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,123	8,294	67,762	△3,217	79,962
当期変動額					
剰余金の配当			△1,833		△1,833
親会社株主に帰属する当期純利益			1,520		1,520
自己株式の取得				△11,623	△11,623
自己株式の処分		2		31	33
自己株式の消却		△10,899		10,899	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		10,897	△10,897		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△11,210	△692	△11,902
当期末残高	7,123	8,294	56,552	△3,909	68,060

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,418	－	2,831	△101	6,148	8	86,120
当期変動額							
剰余金の配当							△1,833
親会社株主に帰属する当期純利益							1,520
自己株式の取得							△11,623
自己株式の処分							33
自己株式の消却							－
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,264	112	1,267	△0	114	0	115
当期変動額合計	△1,264	112	1,267	△0	114	0	△11,787
当期末残高	2,154	112	4,098	△102	6,263	8	74,332

計算書類

貸借対照表

科目	第64期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	35,176
現金及び預金	16,309
受取手形	1,596
電子記録債権	4,322
売掛金	5,294
商品及び製品	4,159
仕掛品	194
原材料及び貯蔵品	2,932
前渡金	22
前払費用	242
為替予約	86
その他	14
貸倒引当金	△0
固定資産	48,590
有形固定資産	40,286
建物	17,716
構築物	198
機械及び装置	10,623
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	384
土地	9,169
建設仮勘定	2,188
無形固定資産	377
ソフトウェア	243
ソフトウェア仮勘定	21
電話加入権	13
その他	97
投資その他の資産	7,926
投資有価証券	5,982
関係会社株式	1,102
長期貸付金	1
関係会社長期貸付金	22
破産更生債権等	3
長期前払費用	59
差入保証金	492
保険積立金	107
ゴルフ会員権	95
為替予約	75
その他	179
貸倒引当金	△194
資産合計	83,767

(単位：百万円)

科目	第64期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	9,934
支払手形	2,161
買掛金	2,430
1年内返済予定の長期借入金	1,999
未払金	465
未払費用	216
未払法人税等	1,025
未払消費税等	906
前受金	0
預り金	33
賞与引当金	458
役員賞与引当金	70
賃借契約損失引当金	48
設備関係支払手形	120
固定負債	12,606
長期借入金	11,670
繰延税金負債	299
賃借契約損失引当金	120
その他	517
負債合計	22,541
純資産の部	
株主資本	58,958
資本金	7,123
資本剰余金	8,336
資本準備金	8,336
利益剰余金	47,409
利益準備金	564
その他利益剰余金	46,844
別途積立金	19,300
繰越利益剰余金	27,544
自己株式	△3,909
評価・換算差額等	2,267
その他有価証券評価差額金	2,154
繰延ヘッジ損益	112
純資産合計	61,225
負債純資産合計	83,767

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第64期	
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	
売上高		38,531
売上原価		26,744
売上総利益		11,786
販売費及び一般管理費		8,554
営業利益		3,231
営業外収益		446
受取利息	69	
受取配当金	272	
受取保険金	0	
受取賃貸料	77	
その他	26	
営業外費用		691
支払利息	130	
為替差損	9	
貸倒引当金繰入額	183	
投資事業組合運用損	65	
自己株式取得費用	46	
賃貸収入原価	88	
賃借契約損失引当金繰入額	168	
その他	0	
経常利益		2,986
特別利益		1,109
投資有価証券売却益	1,109	
特別損失		1,819
固定資産廃棄損	4	
減損損失	529	
投資有価証券評価損	1,090	
関係会社株式評価損	188	
ゴルフ会員権売却損	5	
税引前当期純利益		2,276
法人税、住民税及び事業税	1,417	
法人税等調整額	△16	
当期純利益		876

株主資本等変動計算書

第64期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

		株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	7,123	8,336	－	8,336	564	19,300	39,398	59,263	△3,217	71,505
当期変動額										
剰余金の配当							△1,833	△1,833		△1,833
当期純利益							876	876		876
自己株式の取得									△11,623	△11,623
自己株式の処分			2	2					31	33
自己株式の消却			△10,899	△10,899					10,899	－
利益剰余金から資本剰余金への振替			10,897	10,897			△10,897	△10,897		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△11,854	△11,854	△692	△12,546
当期末残高	7,123	8,336	－	8,336	564	19,300	27,544	47,409	△ 3,909	58,958

	評価・換算差額等				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 益 損	評 価 差 額	・ 換 算 計 等	
当期首残高	3,418	－		3,418	74,924
当期変動額					
剰余金の配当					△1,833
当期純利益					876
自己株式の取得					△11,623
自己株式の処分					33
自己株式の消却					－
利益剰余金から資本 剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,264	112		△ 1,151	△1,151
当期変動額合計	△ 1,264	112		△ 1,151	△ 13,698
当期末残高	2,154	112		2,267	61,225

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社ホギメディカル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中 清人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松尾 絹代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホギメディカルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホギメディカル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社ホギメディカル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中 清人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松尾 絹代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホギメディカルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社ホギメディカル 監査等委員会

監査等委員 高田 祐 史 ㊞

監査等委員 江 上 美 芽 ㊞

監査等委員 樋 口 活 介 ㊞

(注) 監査等委員 高田祐史、江上美芽及び樋口活介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ

モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

The page contains 18 horizontal dashed lines for writing practice, organized into 9 groups of 2 lines each.

メ

モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

The page contains 15 sets of horizontal dashed lines for practice.

メ

モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

The page contains 18 horizontal dashed lines for writing practice, organized into 9 groups of 2 lines each.

メ

モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

The page contains 15 sets of horizontal dashed lines for practice.

メ

モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

The page contains 18 horizontal dashed lines for writing practice, organized into 9 groups of 2 lines each.

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社ホギメディカル 地下1階会議室

東京都港区赤坂二丁目7番7号 TEL 03 (6229) 1300

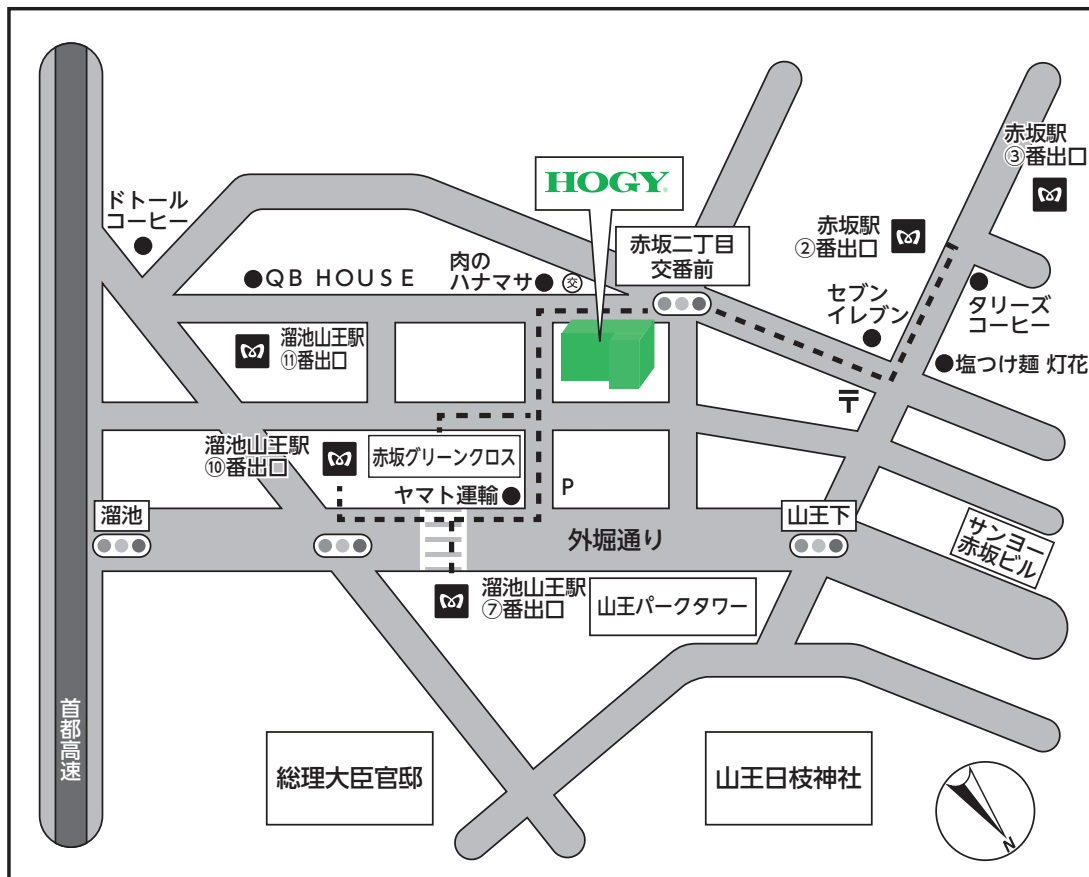
交通

東京メトロ | 南北線／銀座線 溜池山王駅

⑦番／⑩番出口（赤坂グリーンクロス
B2F直結）より徒歩 約3分

東京メトロ | 千代田線 赤坂駅

②番出口より徒歩 約3分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※一昨年より、お土産の配布及び株主総会終了後の懇親会につぎましては、取りやめさせていただいております。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。